

平成30年第11回農業委員会総会議事録

平成30年11月12日（月）第11回総会を市役所南庁舎1階1A会議室に招集した。

農業委員16人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者		
2番		清原 保	3番	大原 砂利	4番 三上 雄二
5番		谷川内 茂	6番	倉脇 敏弥	7番 眞壁 勲二
8番		神山 順一	9番	川上 憲次	10番 久保木 誠
11番			12番	山田 條一	13番 小田 正廣
14番		奥山 亮	15番	橋本 澄男	16番 藤澤 和利
17番		仲田 清志			

推進委員 9人

1番	小西 堅	2番	山本 計博	3番	
4番	溝尾 美恵子	5番	三輪 金樹	6番	長岡 保義
7番	後藤 保夫	8番	井上 光男	9番	鈴江 寛
10番	奥津 忠和				

欠席委員 3人 1番 谷岡 收藏 11番 藤本 彰 推3番 泉 登

議事	議案第51号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第52号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第53号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
	議案第54号	現況証明にかかる現況認定について
報告事項		農地改良届について 農地法農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について 法務局照会について 農地転用期間変更届 完了届について 利用権設定中途解約について
協議事項		
その他		
事務局職員（書記）	事務局長	小川 泰典
	次長	藤井 和昭
	主査	西川 康裕

(開会時刻 午前9時30分)

藤井次長	皆様おはようございます。 只今から、新見市農業委員会第11回総会を開催致します。 本日の出席は25名、欠席は1番谷岡代理、11番藤本委員、推進委員 3番泉委員です。それでは最初に逸見会長から挨拶をお願いします。
会 長	皆さん、改めましておはようございます。 (中略) 本日もよろしくお願い致します。
藤井次長	続いて「農業委員会憲章」の唱和を行います。 今回は17番仲田委員に先導をお願い致します。
仲田委員	「農業委員会憲章」の先導
藤井次長	ありがとうございました。 それでは、ここからの進行は会長よろしくお願い致します。
会 長	恒例により議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力 をよろしくお願い致します。 それでは日程1「議事録署名委員の決定」を行います。 本日議事録署名委員は、2番清原委員、3番大原委員をお願い致します。 続いて、日程2「議事」に入ります。 議案第51号農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明 をお願いします。
小川局長	第3条の申請が今回5件あります。まず1番ですが、現地調査を10月 24日に行いました。場所は草間、現況は畑です。移動の理由は贈与によ る所有権移転です。 作物は野菜、そば、作業従事者は3名です。農地法第3条第2項の状況 ですが1号の「全部効率利用」ですが、機械、従事者等も揃っており、農 地のすべてを効率的に利用できるものと思われれます。2号ですがこちら も法人ではない為該当致しません。3号ですが、信託ではないので該当し ません。4号ですが、「農作業常時従事」について、譲受人は農作業を行う 必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる為該当致しま せん。5号の下限面積ですが、当該地区の20aを超えているので該当致 しません。6号ですが貸借にも値しません。7号の地域調和ですが、遠方 に在住しており耕作できないため、地元の近隣の農業者に贈与するものであ

	<p>り、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上この所有権移転については、申請書類は揃っており、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力なども問題なく、面積用件も満たしていること、また、譲受人は地元農業者であり、地域調和も支障ないと思われる事から、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
神山委員	<p>11月7日に清原委員、長岡推進委員と、譲受人と業者で現場の確認をしました。周辺の宅地、雑種地等も含めて全て贈与でもらい受けて、この畑については耕作したいということで、場所ですが、草間の●●部落の公会堂から200m程南へ行った所です。耕作の状況等含めましてこの件について問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので議案第51号の1番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請の通り決定と致します。</p> <p>続きまして議案第51号2番の議案について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>2番ですが、10月16日に確認を行っております。場所は足立、現況地目は田、移動理由は売買です。契約の種類は所有権移転です。作物は水稲。作業従事者は2名。価格は記載の通りです。第2項の状況ですが、第5号の下限面積ですが、当該地区の20aを超えているので該当致しません。7号の地域調和ですが、県南に住んでいて耕作出来ない為、地元の農業者へ売買するものであり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので該当しません。第1号から第4号、第6号についても該当ありません。以上この所有権移転については、申請書類は全て揃っており取得後のすべ</p>

	<p>の農地を利用すること、機械、労働力等も問題なく、面積要件も満たしていること。また、譲受人は地元の農業者であり。地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
大原委員	<p>11月10日、仲田委員、橋本委員、井上委員と4名で現地を確認しました。場所は前回の総会で出ました鶏舎の出来る●●の周辺です。今回現地確認してみて周辺で田んぼを作られると、農業委員としたら田んぼを作られるのだから良いとしないといけないということで、4人で協議してこういう状態になりました。詳細は審議して下さい。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので議案第51号2番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>賛成多数と認め、申請どおり許可と致します。続いて議案第51条3号の議案について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>3番です。確認を10月24日に行っています。場所は千屋、現況地目は田、畑9筆です。移動の理由は売買による所有権移転をするというものです。作物は水稻、野菜、作業従事者は3名です。価格は記載の通りです。3条2項各号の該当状況ですが、5号の下限面積ですが、当該地区の20aを超えている為該当しません。7号の地域調和ですが、遠方に在住して耕作できないため、地元の農業者に売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。第1号から第4号、6号につきましても該当致しません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしている事、また、譲受人は地元の農業者であり、地域調和も支障ないことなどから、農地法3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>

会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
小田委員	11月10日、小西推進委員、山本推進委員と3名で現地確認しました。譲受人が家を買われまして、それに付随した農地であるということです。すでに田んぼに関しては譲受人が耕作をしております。問題ないと考えます。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問ございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第51号3番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	賛成多数と認め、申請の通り決定と致します。続きまして議案第51号4番の議案について事務局の説明をお願いします。
小川局長	4番ですが確認を10月30日に行っています。場所は千屋実、現況地目は田、畑6筆です。移動の理由は贈与による所有権移転をするというものです。作物は水稲、野菜、作業従事者は3名です。3条2項各号の該当状況ですが、5号の下限面積ですが、当該地区の20aを超えている為該当しません。7号の地域調和ですが、親から子へ家族間の贈与であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。第1号から第4号、6号につきましても該当致しません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしている事、また、家族間の贈与であり、地域調和も支障ないことなどから、農地法3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
会 長	この件について地区委員の説明を求めます。
小田委員	11月10日、小西推進委員、山本推進委員の3名で現地を確認しました。 この農地につきましては全て耕作されています。問題ないと思います。場

	所は●●の●●●に行く道の前側、全て続き田で、圃場整備されています。綺麗な田んぼで申し分ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見・質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので議案第51号4番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	賛成多数と認め、申請通り決定と致します。続きまして議案第51号5番の議案について事務局から説明をお願いします。
小川局長	5番ですが確認を11月2日に行いました。場所は大佐永富、現況地目は畑、移動の理由は売買による所有権移転をするというものです。作物は野菜、作業従事者は2名です。価格は記載の通りです。3条2項各号の該当状況ですが、5号の下限面積ですが、当該地区の20aを超えている為該当しません。7号の地域調和ですが、遠方に住んでいて耕作できないため、近隣の農業者に売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。第1号から第4号、6号につきましても該当致しません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしている事、また、譲受人は近隣の農業者であり、地域調和も支障ないことなどから、農地法3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
久保木委員	確認日は11月7日に山田委員、後藤推進委員と行いました。場所は市道●●●●線、●●信用金庫から約1km行きますと、大きな倉庫がありますが、その倉庫から300m東へ行きますと三叉路がありまして、三叉路の上側の住宅の裏です。譲受人が親戚関係ということで、申請人が遠方に住んでいますが、年3回程来て草刈り管理をしていましたが、それも大変ということで今回話が出来たそうです。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問

	<p>はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので議案第51号5番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>賛成多数と認め申請の通り決定と致します。続きまして議案第52号農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>5条ですが今回1件ありました。確認を11月2日に行っています。場所は大佐小阪部、現況地目は畑、転用目的は露天駐車場、転用理由は譲受人宅には車庫があるものの、手狭になったため露天駐車場を確保するというものです。契約の種類ですが売買による所有権移転で、工事期間はH31年3月からH31年6月です。価格は記載の通りです。申請地は農振農用地から除外したもので土地改良事業の施行区域内であることから第1種農地と考えます。自宅の駐車場が手狭なためその自宅近くの当該申請地に新たに露天駐車場を設置するもので、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないと考えます。資金計画ですが、土地造成費は記載の通りで全て自己資金です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
久保木委員	<p>11月7日に確認を行いました。県道大佐日野線、大佐●●●から約1km北へ行くと●●会館があります。その会館からさらに100m北へ行くと右側の申請者の自宅があります。その住宅の手前を右側に50m入った所です。譲受人の住宅の裏側です。近所の土地を譲ってもらって露天駐車場を作りたいということです。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので議案第52号の議案に賛成の方は挙手</p>

	<p>をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>賛成多数と認め、許可妥当とします。なお今回面積が30a以下の為、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいですか。</p> <p>(はい)</p>
会 長	<p>諮問不要として許可と致します。続きまして議案第53号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について事務局の説明をお願いします。</p>
西川主査	<p>今回、新規の貸し付けが15件出ております。 (議案第53号1番～15番を資料により朗読説明) 新規については以上です。</p>
会 長	<p>新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。</p>
三輪委員	<p>確認を11月6日、逸見会長、藤澤委員の3人で行きました。場所は正田字●●になります。●●●●番●は●●●橋を渡って50m行きましたら左にビニールハウスの畑があります。次に●●●●番はそこから200m南に行きましたら、左側にビニールハウスの畑があります。●●●●番は、そこから50m程南へ行くと、左側に●●●の会社があります。そこから南へ高梁川方向に200m行った所にビニールハウスが3機建っている田んぼがあります。問題ありません。よろしくをお願いします。</p> <p>続いて、2番ですが、場所は唐松の●●、●●●●から渡りまして、300m行きましたら、左へ●●建設があります。そこから南方向、●●川方向に200m行きまして、小阪部川沿いの田んぼになります。よろしくをお願いします</p>
長岡委員	<p>3番は11月7日清原委員、神山委員と確認しました。場所は足見の西の端になります。太陽光がたくさんできている所ですがそこに隣接している所です。貸付人が誰かに貸していた畑のようです。借受人は新規就農者の方で、話が新規就農者の方に来たから受けたということをお話されていました。続いて4番、5番、場所は豊永宇山、湯川から宇山方面に市道が通じていますが、市道を3km程行きますと●●●という集落があります。</p>

これは全てカヤ畑になっていまして、既に借受人が以前からカヤを刈らせてもらっていたという話です。ここで新規にこういう契約をしたということです。

山本委員

確認日は11月10日、小田委員と行きました。6番の場所は●●地区に入って●●●という場所があるのですが、そこから500m入った所に●●●番1, 2は国道より左側、その下3枚は国道より下側で今までも田んぼを作られていました。7番は、千屋に入って●●商事というお店がありますが、その上流100mの国道左側に田んぼが3枚あります。これは新規に若い子が借りてされるということで、前年度までは貸出人が作られていました。

後藤委員

確認は11月7日に行いました。場所は旧●●●小学校から●●●寄りに800m行った所に右側に●●会館とJRに挟まれた農地です。県道沿いです。

井上委員

11月10日に大原委員、仲田委員と確認しました。場所は182号線の広島方面へ抜けて●●の園の中間地点で●●の園のミニトマトハウスがあります。その反対側に大きな箱がありましてそれから後戻りして50m行った所にこの2つがあります。いずれも高齢の為近所の人に貸すということです。10番目は神郷高瀬の●●●、多里線で●●地内の●●地区の●●橋から100m東側になります。全部で7筆あります。これは11月9日に橋本委員と現地を確認しました。11番は、新見日南線の伯備線の鳥取県との県境近い高架橋から2km行った所に農協のトマト団地がございます。そこです。問題ないと思います。よろしくお願ひします。

鈴江委員

12番から15番まで続けて説明します。11月7日に奥山委員、川上委員、3名で確認しております。場所は正田トンネルを越えて一つ目の信号を、健康森学園を哲西方面へ抜けて10km程行きますと●●商店があります。そこから100m西へ行った所になります。貸付人の方が耕作出来ないという事で、借受人が作られるという事です。よろしくお願ひします。13番は●●商店から1km程東へ行った場所です。これも貸付人が耕作出来ないという事で、借受人が作られるということです。14番ですが、●●商店からすぐ近くに奥山委員のすぐ側にリンドウを作られるという事です。貸付人が高齢で耕作出来ないということで借受人が今後は作られるということです。15番は、哲多総合センターから300m程入った●●地区にあります。これも貸付人が高齢のため借受人が今後作られるという事です。よろしくお願ひします。

会 長	新規について事務局、地区委員の説明が終わりました。新規についてご意見、ご質問ございませんか。ここで橋本委員は当事者なので退室をお願いします。
仲田委員	10番についておたずねします。耕作者が約2名と書いてあるのですが、これは今後の地区の担い手と考えて良いのでしょうか。
西川主査	7筆あり、1番目から5番目までの筆が耕作者の1番目の方、下の2筆が耕作者の下の方、筆によってそれぞれ耕作者が分かれています。
後藤委員	なぜ別々に出さないのか。
逸見会長	借受人が中間管理機構ということでそういうことにしたのだと思います。
仲田委員	ここは営農組合があるところだから。
西川主査	利用権設定としては貸付人と借受人が同一なので、たまたま耕作者が分かれたのですが。
後藤委員	同一じゃないが。
西川主査	今後わかりやすいようにさせていただきます。
仲田委員	新しく農業されるようなら支援しないといけないので新しく組合でも作るのなら話に行かないといけないかなと思って言いました。
会 長	他にございませんか。 (なし)
会 長	他にございませんので議案第53号新規の議案に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
会 長	賛成多数と認め新規は決定と致します。橋本委員、入室して下さい。続いて再設定について事務局の説明をお願いします。

西川主査	再設定が6件出ておりますが、今まで耕作されてきたものの継続です ので問題ないと考えます。
会 長	再設定について関係地区委員より補足説明がありますか。 (ありません)
会 長	再設定についてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので議案第53号再設定の議案に賛成の方 は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	賛成多数と認め再設定は決定と致します。続きまして議案第54号現況 証明にかかる現況認定について事務局の説明をお願いします。
小川局長	この度5件申請があります。1番ですが、確認を10月30日に行っ ています。場所は千屋実、現況地目は原野、5筆です。理由は30年以上前 から耕作しておらず原野となっているというものです。2番ですが、確認 を10月30日に行っています。場所は千屋花見、現況地目は原野、8筆 です。理由は20年以上前から耕作しておらず原野になっているとい うことです。3番ですが、こちらも確認を10月30日に行っています。場所 は大佐田治部、現況地目は山林、理由は平成2年頃から耕作しておらず山 林となっているということです。4番ですが確認を11月2日に行ってお ります。場所は大佐田治部、現況地目は原野、4筆です。理由は昭和30 年頃から耕作しておらず、原野となっているというものです。5番ですが、 確認を10月18日に行っています。場所は哲多町矢戸、現況地目は原野、 5筆です。理由は平成3年頃から耕作されておらず原野になっているとい うことです。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
小田委員	現地確認を11月10日に小西、山本推進委員と行いました。場所は千 屋の花見山を抜ける道の前側、圃場整備されている田んぼの川縁で、去年 から確認をしているのですが、田んぼでも何でもないとこです。●●● と●●●は河川に近いということで圃場整備されていません。現実には田ん

ぼではあるのですが木が生え、知っている限りでは田んぼは作っていないと思います。●●●これはこの申請人の墓地がありまして、全く農地ではないということで問題ないと考えます。2番が花見の●●という地域で●●●、●●●国道前です。農地ではありません。30、40年経っているのではないかと思います。それ以外は国道から左側、以前は大きな田んぼが並んでいたのですが、最近全く耕作されておられません。それよりまだ山へ入って申請人が案内をするのに草を刈る、木を刈るということで諦めた位の所です。全く確認出来ません。問題ないと思います。

会 長

3番、4番お願いします。

山田委員

11月7日に久保木委員、後藤推進委員と確認をしました。3番、場所は布瀬の方から工事止めになっていて正田の唐松の方から上がって●●●ダム堰堤から上流へ約5.5行った所の左側の山の方へ西へあがりました。約1.5km行った所に●●寺というお寺があります。その●●寺の本堂の左側、少し谷になって、杉と雑木が少しありました。4番は、同じく11月7日に確認しました。場所は旧●●小学校から●●●山という山があります。西の方です。そこから山へ約500m行った所に申請人の家があります。その一帯は4、50年の杉山でした。雑木もあります。そこでこの前の豪雨で家の裏山が崩れて、家の方へ少しきたので重機を入れるのに杉を何本か切っていました。土地はその土砂を片付けるのに急な法面を付けておりました。今後耕作は出来ないと思います。●●●—1と間●●●—1はその場所から約4、50m左側へ行った所でこれも杉山でした。以上です。問題ないと思います。

会 長

続いて5番をお願いします。

奥山委員

11月7日に川上委員、鈴江委員と確認に行きました。場所は新砥から萬歳方面に大谷線を500m程行き、山頂にあるゴミ捨て場のすぐ側です。原野になっていました。以上です。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。1番から5番についてご意見、ご質問はございませんか。

仲田委員

事務局におたずねします。今後の使用目的にもよると思うのですが、原野と山林では地権者にとってはどちらが有利なのでしょうか。税金の問題とかあると思うのですが。

小川局長	有利というのは。
仲田委員	負担が軽くなるとか、現況認定するのに。原野の税金、山林の税金。
小川局長	税金の事を考えますと、原野の方が多少安いということになります。金額的には大きな大差はありません。
仲田委員	山林にした場合、例えば後から倉庫をしたりとかするのに手続き上問題はないのですか。
小川局長	それはもう農地ではないので、そこは関係ないと思います。
会 長	他にご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	他にご意見、ご質問ございませんので議案第54号1番から5番について賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	賛成多数と認め認定と致します。ここで10時35分まで休憩と致します ～ 休憩 ～ (午前10:25～午前10:35)
会 長	報告事項に入ります。農地改良届について事務局の説明をお願いします。
小川局長	農地改良届ですが今回2件出ております。2件とも関連がありますので合わせて説明させていただきます。現地調査を10月12日に行っています。場所は神郷油野、現況地目は田、目的は嵩上げです。改良高は0.15m、改良面積は670㎡、理由ですが、隣地の田と窪倒しを行い、稲作の作業性を高め効率を上げるため改良するというもので、平成30年11月15日から平成30年12月20日までということで届け出が出ております。2番につきまして、先程の田と合わせて嵩上げをして1枚にするというものです。2番ですが先程と同じく神郷油野、現況地目は田、目的は嵩上げで改良高は0.15m、改良面積は585㎡、理由は先程と同じで窪倒しを行い、稲作の作業性を高め効率を上げるため改良するというも

	<p>ので、期間は先程と同じで平成30年11月15日から平成30年12月20日です。以上です</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員より説明を求めます。</p>
大原委員	<p>1番、2番先程言われたように同じなのですが、確認日は11月10日仲田委員、橋本委員、井上委員、4名で確認しています。場所は旧●●小学校の東側に200mくらいの所です。1番の方が今まで2番の水田作られていて、作業効率を高めるために嵩上げ申請をするということで、1番と2番の田んぼはほとんど落差が無い状態でケタだけ取れば出来る状態です。1番の方が近々3条申請を出されるそうです。1番の方が作るということでこういう話になりました。よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>次に農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>農地法施行規則第53条の届け出ですが、今回4件出ています。1番ですが、確認を10月11日に行っています。場所は上熊谷、現況地目は田、転用目的はKDDI(a u)携帯電話無線基地局の建設です。理由は当該地区の携帯電話サービスの向上を図るというもので、契約の種類は賃貸借権の設定、工事期間は平成30年11月13日から平成31年3月31日までです。2番ですが同じく10月11日に確認を行っております。場所は上熊谷、現況地目は畑、転用目的はKDDI(a u)携帯電話無線基地局の建設です。理由は当該地域の携帯電話のサービス向上の向上を図るというもので、契約の種類は賃貸借権の設定、工事期間は平成30年11月13日から平成31年3月31日です。3番ですがこちらも10月11日に確認を行っております。場所は菅生、現況地目は原野、転用目的はKDDI(a u)携帯電話無線基地局の建設です。理由は当該地域の携帯電話サービスの向上を図るというもので、契約の種類は賃貸借権の設定、工事期間は平成30年11月7日から平成31年3月31日です。4番ですが、確認を10月16日に行っています。場所は神郷釜村、現況地目は田、転用目的はこちらもKDDI(a u)携帯電話無線基地局の建設で、当該地域の携帯電話サービスの向上を図るというもので、賃貸借権の設定で、工事期間は平成30年11月28日から平成30年12月31日までです。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員より報告をお願いします。</p>
小西委員	<p>谷岡委員の代わりに説明させていただきます。確認日が10月20日谷</p>

	岡委員と行きました。1番、2番説明させていただきます。1番は、新見勝山線の上熊谷●●より市道唐松方面へ1km程上った●●●の左手にあります。2番についてはそれよりさらに500m奥に行った●●の地区にあります。現状を見ましたが問題はないと思います。
会 長	3番をお願いします。
眞壁委員	10月25日に泉推進委員と調査しました。場所は国道180号●●トンネルの出口から千屋方面へ50m程行った左側の現状原野です。以上です。
会 長	4番をお願いします。
橋本委員	確認日は11月8日、井上委員と行きました。場所は新見多里線で、●●郵便局より1km程千屋よりの●●地区というところの一番最後の所です。杭を打っておりました。現在その土地は田んぼですが、少し嵩上げをしたような状況で水が入るような状態ではないようなところでした。問題はないと思います。ただその土地が見た限り田んぼではないので雑種地か畑に代えなければと指導してきました。以上です。
会 長	法務局照会について事務局の説明をお願いします。
小川局長	今回2件ありました。1番ですが、確認を10月15日に行いました。場所は哲多町矢戸、現況地目は雑種地、理由は自宅を建築した昭和52年頃から駐車場及び庭として利用され現在に至っているということです。2番ですが、確認を10月30日に行っています。場所は哲西町矢田、現況地目は山林、3筆です。理由は昭和20年代頃から耕作されておらず、樹木が生い茂っており現在に至っているというものです。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
奥山委員	10月19日に川上委員、鈴江委員と現地を確認しました。場所は●●郵便局から200m程西に行ったところです。理由に書いてあるとおりで、駐車場と庭として使われていました。以上です。
三上委員	10月23日に谷川内、奥津委員、3人で確認に行きました。場所は●●中学校のグラウンドを西へ行きますと、高速道路がありましてその高架道路を過ぎてさらにあたり一面山林でしたが、500m程上った所に少し平坦な場所がありました。既に山林になっておりました。以上です。

会 長	次に農地転用期間変更届について事務局の説明をお願いします。
西川主査	期間変更届が2件出ています。1番、唐松地内、田、畑計17筆、5条による養魚施設への転用で、H30年6月30日までの予定でしたが工事着手の遅れでH31年8月31日までの変更が出ています。2番、大佐永富地内、田1筆、農地改良届による嵩上げでH30年10月26日までの予定でしたが、災害対応の為のということでH30年12月26日までの変更が出ています。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
藤澤委員	我が家の真向こうでいつも見ております。まだまだ出来ていません。だいぶ遅れています。以上です。
久保木委員	10月7日に行ってみましたが、まだ途中で業者が対応に遅れてなかなか来てくれないということです。以上です。
会 長	完了届について事務局の説明をお願いします。
西川主査	完了届が1件出ています。草間地内、29条による作業用進入路です以上です。
会 長	この件について関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。
神山委員	11月7日に現場を確認しました。進入路は出来ていました。ソーラーシェアリングなのか、パネルの資材のようなものが入っていました。以上です。
会 長	続きまして、利用権設定中途解約について事務局の説明をお願いします。
西川主査	利用権設定中途解約が3件出ています。1番、千屋花見、田5筆、高齢の為、2番、哲多町大野、田3筆、耕作者の体調不良の為、3番、哲西町矢田、田1筆、転貸人の辞退によるものです。以上です。
会 長	地区委員から報告をお願いします。

山本委員	11月10日に小田委員、小西推進委員と確認に行きました。現場は去年水稲作られていて、場所は●●小学校の国道の下で●●にあるのですが、申請人が地区内におられないので後の事は分かりません。以上です。
鈴江委員	11月7日に奥山委員、川上委員と現地を確認しています。場所は健康の森学園から100m程哲西よりです。借受人が病気のため耕作出来ないという事で、途中でやめています。以上です。
奥津委員	11月9日に谷川内、三上委員と行ってきました。場所は支局の真向かいの旧道の●●●の看板から●●●の方へ200m上がった車庫の裏にありました。貸付人に聞いた所、貸付人の都合によって取り止めたらしいです。以上です。
会 長	協議事項に入ります。事務局から何かありますか。 (なし)
会 長	ないようですので続いてその他ですが、事務局からお願いします。
藤井次長	次回の総会についてですが、12月6日(木)午前9時30分からを予定しています。場所は南庁舎3階、3Aです。1月についてですが、1月16日(水)15時から、場所はこの部屋で予定していますのでよろしくをお願いします。
西川主査	・視察研修について ・農地部会について
小川局長	今、危惧されているのが、屋根材に太陽光パネルを利用している椎茸ハウスにおいて、売電をするという事例がありまして、これについて今後どういうふうに対応していくかという事で、前回も農地部会で話をさせていただいたのですが、県や国の意見も踏まえて最終的にそのあたりを決めていただき、皆様にお伝えさせていただこうと思います。
後藤委員	草月のその後の経緯を教えてください。
小川局長	草月は以前報告させていただきましたが、9月21日付けで勧告文書を送っております。11月25日までに原状回復するよという事で勧告文書を送っております。今のところ先方からの連絡も無く、現状としても動きが見られないということで、そういった所を踏まえて農地部会で状

	<p>況報告をさせて頂き、別途調整会議で今後の方針について協議をお願いできればと思っております。</p>
会 長	<p>草月の件については農地部会では報告だけして、今後の対応については調整会議を経て農地部会に報告するようにします。他に皆様からご意見、ご質問はございませんか。</p>
仲田委員	<p>7月豪雨等、台風による崩土についてですが、緊急避難的ということで、農地に畑や田に残土なり、崩土で埋立しているのですが、このことについては緊急避難的ということで許可は要らず、届出はいるということで良いのでしょうか。これは今回のみで後は違うのか、それとも今後もこういう災害があった場合は一応、緊急避難的に崩土を田んぼ等においても良いのか確認です。また、その場所なり、件数を事務局が把握しているのか、または建設課が把握しているのかを教えてください。昨日、田んぼを埋めようと思っているんですという話があったので、それを指導するのに詳しい事を教えてほしいなと思ひまして。</p>
西川主査	<p>災害復旧工事に伴う農地の転用については許可が不要で、建設課から農業委員会へ報告をしてもらうよう依頼しています。今回は7月豪雨があったすぐ後に県の方からこういった取り扱いをお願いしますというように文書が来ました。多分今後も同じような大きな災害があった時には同じような取り扱いになるというふうに予想がされます。把握についてはこちらでは建設課から報告があったものしか出来ていません。時々委員さんからの報告があった所をチェックをしているという状況です。</p>
会 長	<p>他に皆さんからご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ないようですので、今日は谷岡代理が欠席のため私が閉会の挨拶をさせていただきます。</p>
会 長	<p>(閉会挨拶)</p>
	<p>(閉会時刻 午前 11 時 04 分)</p>